

新潟市長期継続契約とする契約を定める条例事務取扱基準

制定：平成26年1月14日

(趣旨)

第1条 この基準は、新潟市長期継続契約とする契約を定める条例（平成17年新潟市条例第11号。以下「条例」という。）の事務取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 長期継続契約を締結することができる契約の対象は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもので、かつ、条例の各号に該当するものである。また、長期継続契約の適用するに当たっては、個々の契約案件ごとに事業内容を精査し、債務負担行為の設定、買入れその他の調達方法についても検討した上で決定するものとする。

(契約期間)

第3条 長期継続契約の契約期間は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 事務機器その他の物品を借り入れる契約は、原則、借り入れる物品の法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1及び第2に規定する耐用年数をいう。）に100分の120を乗じて得た年数（1年に満たない端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。）を超えない期間とする。ただし、経費の節減が見込まれる等の特別の理由がある場合は、この限りでない。
- (2) (1)に該当する契約以外については、品質及び競争性を確保するため、原則3年以内とする。ただし、商慣習その他の事情を勘案し、3年を超える期間とすることが適当と認められる場合は、その期間とする。

(その他)

第4条 この基準に定めるもののほか、長期継続契約に係る入札、契約事務の取扱いに関し必要な事項は、財務部長が定める。

附則

この基準は、平成26年1月14日から施行する。